

千葉県指定難病審査会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により設置する千葉県指定難病審査会に関し、法、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）及び千葉県指定難病審査会条例（以下「条例」という。）の定めるところのほか、千葉県指定難病審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 条例第4条第4項の規定に基づく書面による議決権の行使は、別紙様式第1号を議長に提出することにより、行うことができるものとする。

(会議の公開)

第3条 審査会の会議は、原則非公開とする。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、健康支援課において処理するものとする。

(附則)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別紙様式第1号

別紙様式第1号

書 面 議 決 書

千葉県難病審査会 議長 あて

私は、 年 月 日に開催される第 回千葉県指定難病審査会に出席できませんので、千葉県指定難病審査会条例第4条第4項の規定に基づき、書面による議決権を行使します。

なお、審査案件の表決に関しては、議長に一任します。

年 月 日

(署名) _____